い範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、第六十七条第一項から第三項までの規定により連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職短期大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十六条　国際連携学科を設ける専門職短期大学は、学生が連携外国専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第六十七条　修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2　修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3　前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4　前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第六十八条　国際連携学科に係る専任教員の数は、第三十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第六十九条　第四十条から第四十四条まで並びに第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章　雑則

（外国に設ける組織）

第七十条　専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができる。

（その他の基準）

第七十一条　専攻科及び別科に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第七十二条　新たに専門職短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一（第三十二条関係）

イ　学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数
文学関係	一〇〇人まで	五	四	一〇一―二〇〇人	七	六	一〇一―一五〇人	八	六
教育学・保育学関係	五〇人まで	六	四	五一―一〇〇人	八	六	一五一―二〇〇人	九	六
法学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一―一五〇人	七	四	一五一―二〇〇人	九	六
経済学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一―一五〇人	七	四	一五一―二〇〇人	九	六
社会学・社会福祉学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一―一五〇人	七	四	一五一―二〇〇人	九	六
理学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一―一五〇人	九	六	一五一―二〇〇人	九	六
工学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一―一五〇人	九	六	一五一―二〇〇人	九	六
農学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一―一五〇人	九	六	一五一―二〇〇人	九	六
家政関係	一〇〇人まで	五	四	一〇一―二〇〇人	七	六	一〇一―一五〇人	八	六
美術関係	五〇人まで	五	三	五一―一〇〇人	七	四	一〇一―一五〇人	八	五
音楽関係	五〇人まで	五	五	五一―一〇〇人	七	七	一〇一―一五〇人	八	六
体育関係	五〇人まで	六	四	五一―一〇〇人	八	六	一〇一―一五〇人	九	六
保健衛生学関係（看護学関係）	一〇〇人まで	七	一	一〇一―一五〇人	九	一			
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	一〇〇人まで	七	四	一〇一―一五〇人	九	六			